

第1章 はじめに

1. 計画策定にあたって

(1)計画策定の背景と趣旨

国は、1990（平成2）年の「1.57 ショック」を契機に、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けた対策の検討を始めて以来、様々な少子化対策に取り組んできました。少子化が急速に進行するなかで、2003（平成15）年に「少子化社会対策基本法」が制定され、2009（平成21）年には、ニートやひきこもり、長期欠席などの子ども・若者が抱える問題の深刻化を受けて「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、これらに基づく大綱に則って子ども・若者や子育て当事者を対象とする施策を展開してきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。そして、2015（平成27）年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後、2016（平成28）年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。また、2017（平成29）年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿が整備することとされ、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。加えて、2020（令和2）年12月には、「新子育て安心プラン」が発表されるなど、子育て世帯に対する制度の改善・充実が図られてきました。

こうした背景の下、2023（令和5）年4月には、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。このことで、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。また、こども基本法には市町村はこども大綱を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

本市は2015（平成27）年3月に「おかざきっ子 育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、2020（令和2）年からは第2期岡崎市子ども・子育て支援事業計画により、子育て環境の整備に取り組んできました。2023（令和5）年8月、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、その取組みを応援する「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言しました。2024（令和6）年9月には、都市宣言「こどもまんなか おかざき～はばたく夢 こどもとともに育つまち～」を表明し、地域や学校、民間事業者なども含め、市全体で取り組んでいく姿勢や、こども・若者の視点・意見を尊重し、共に成長しながら、「こどもまんなか」社会の実現をめざすことを示しました。

これらのことを踏まえ、本市では、誰もが安心してこどもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現を目指す「おかざきっ子 育ちプラン」による取組みを継続するとともに、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本市の実情に即したこども施策を推進することにより、健やかな育ちを社会全体で支え合う環境をつくることを目的として本計画を策定します。

(2)子ども・若者に係る国・愛知県の動向

年 月	主な内容
2000(平成 12)年 5月	児童虐待の防止等に関する法律 制定（2000 年 11 月施行） 児童虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・自治体の責務、虐待を受けた児童の保護に関する措置等を規定
2001(平成 13)年	あいちの青少年育成計画 21 策定 「子ども・若者の自立をはぐくみ、共に育ち合う社会をめざして」を基本理念とし、子ども・若者の健全育成に関する施策を総合的・計画的に推進
2002(平成 14)年 7月	待機児童ゼロ作戦 開始 保育所、保育ママ、自治体単独施策、幼稚園の預かり保育等を活用し、2004（平成 16）年度までに計 15 万人の受入児童の増加を図り、待機児童の減少を目指す
2003(平成 15)年 7月	次世代育成支援対策推進法 制定（2005 年 4 月施行） 次世代育成支援対策の基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、自治体及び事業主による行動計画策定等の次世代育成支援対策を重点的に推進 ※10 年間の時限立法、2014（平成 26）年改正により 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで延長
	少子化社会対策基本法 制定（2003 年 9 月施行） 少子化に対処するための施策の基本理念、国・自治体・事業主・国民の責務、基本的施策、少子化社会対策会議の設置等を規定
2004(平成 16)年 6月	少子化社会対策大綱(第1次) 策定 少子化社会対策基本法に基づき、少子化の流れを変えるための施策の指針として、3つの視点、4つの重点課題、重点課題に取り組むための 28 の行動、推進体制等を示す
2008(平成 20)年 2月	新待機児童ゼロ作戦 開始 希望する全ての人が安心して子どもを預けて働くことができるサービスの受け皿を確保し、待機児童ゼロをめざし、保育施策の質・量を充実・強化、今後 3 年間で集中重点期間に設定
2009(平成 21)年 7月	子ども・若者育成支援推進法 制定（2010 年 4 月施行） 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワークの整備を規定
2010(平成 22)年 1月	少子化社会対策大綱(第2次) 策定 少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策の指針として、「子ども・子育てビジョン」を策定、3つの大切な姿勢、政策 4 本柱、12 の主要施策を示す
2010(平成 22)年 3月	あいち子ども・若者育成計画 2010 策定 あいちの青少年育成計画 21 の基本理念を継承しつつ、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を勘案し、新たに「困難を抱える子ども・若者の支援」を施策の柱の一つに位置付け
2010(平成 22)年 7月	子ども・若者ビジョン(子供・若者育成支援推進大綱(第1次)) 策定 「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」の視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
2013(平成 25)年 6月	いじめ防止対策推進法 施行（2013 年 9 月施行） いじめの定義を明確化し、いじめへの対処と防止に関する学校・行政等の責務を規定
	子どもの貧困対策の推進に関する法律 制定（2014 年 1 月施行） 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境

	の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
2014(平成26)年 8月	子供の貧困対策に関する大綱策定 子供の貧困対策に関する基本方針、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた重点施策、推進体制等を規定
2015(平成27)年 3月	少子化社会対策大綱(第3次)策定 少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策の指針として、今後5年間の集中取組期間で取り組む重点課題、きめ細かな少子化対策の推進等を示す あいち はぐみんプラン 2015-2019 策定 「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を基本目標にライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進し、子ども・子育てに関する様々な支援を一体的に実施
2015(平成27)年 4月	子ども・子育て支援新制度開始 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
2016(平成28)年 5月	児童福祉法等 改正(2016年6月施行) 児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援等の対策強化
2016(平成28)年 6月	ニッポン一億総活躍プラン閣議決定 「夢をつむぐ子育て支援」など「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定し、「希望出生率1.8」の実現に向けた10年間のロードマップを示す
2017(平成29)年 6月	子育て安心プラン策定 2020(令和2)年度末までに待機児童を解消するとともに、2022(令和4)年度末までの5年間で25～44歳の女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備 児童福祉法及び児童虐待防止法改正(2018年4月施行) 被虐待児童の保護者への指導の司法関与、家庭裁判所による一時保護の審査導入等
2018(平成30)年 8月	あいち子ども・若者育成計画2022策定 「子ども・若者が健やかに成長し、それぞれ自立・活躍できる社会をめざして」を基本理念とし、子ども・若者の「活躍」促進をめざした施策目標・推進施策を新たに設定
2018(平成30)年 9月	新・放課後子ども総合プラン策定 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後5年間の計画を策定
2018(平成30)年 12月	児童虐待防止対策体制総合強化プラン策定 2019(平成29)年度から2022(令和4)年度までに児童虐待防止対策の強化に向けた児童相談所(児童福祉司(スーパーバイザーを含む)・児童心理司・保健師の増員等)・市町村の体制及び専門性を強化
2019(令和元)年 6月	児童虐待の防止等に関する法律改正(2020年4月施行) 児童福祉法改正(2020年4月施行) 親権者等による体罰禁止、児童相談所の体制強化、転居時の支援継続の情報共有等 子どもの貧困対策の推進に関する法律改正(2019年9月施行) 「子どもの現在」の改善を目的に明記、子どもの意見の尊重を基本理念に明記、市区町村における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務に

2019(令和元)年 10月	幼児教育・保育の無償化開始 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無償化
2019(令和元)年 11月	子供の貧困対策に関する大綱策定 子どもの現在にも焦点を当てること、子育てや貧困を家庭のみの責任にしないことが目的に追加、支援が届いていない、届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進が基本方針に明記
2020(令和2)年 3月	あいち はぐみんプラン 2020-2024 策定 「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を基本目標にライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進し、子ども・子育てに関する様々な支援を一体的に実施、同プランと「子どもの貧困対策推進計画」を一体的に策定
2020(令和2)年 5月	少子化社会対策大綱(第4次) 策定 出生率の数値目標として「希望出生率1.8」と具体的に明記し、子育てを希望する家庭への経済的支援を前面に打ち出す
2020(令和2)年 12月	新子育て安心プラン 策定(2021年度から開始) 2021(令和3)年度から2024(令和6)年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備し、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を推進
2021(令和3)年 4月	子供・若者育成支援推進大綱(第3次) 策定 子ども・若者を取り巻く状況や課題等を踏まえて5つの基本方針を設定し、子ども・若者育成支援を総合的に推進
2022(令和4)年 6月	こども基本法制定(2023年4月施行) こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための基本法として、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見反映等を規定
2022(令和4)年 12月	あいち子ども・若者育成計画 2027 策定 「子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざして」を基本理念とし、子ども・若者の「居場所」、ヤングケアラーの支援、重層的・継続的支援、SDGs の理念を踏まえた教育の推進などを盛り込む
2023(令和5)年 4月	こども家庭庁 発足 「こどもまんなか社会」実現のため、こども施策の総合調整、企画立案・政策推進を担当
2023(令和5)年 12月	こども大綱 閣議決定 6つの基本方針のもと、こども施策に関する重要事項、施策推進の必要事項等を規定 こども未来戦略 閣議決定 こども・子育て政策の抜本的強化のため、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するとの基本理念を掲げ、今後3年間の集中的な取組を「加速化プラン」として設定
2024(令和6)年 6月	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律改正(2024年9月施行) 法律の題名に「貧困の解消」を入れ、こども大綱の記述を踏まえて「目的」及び「基本理念」において解消すべき「こどもの貧困」を具体化

こども・子育てに関する動向

政策的背景

“保育環境”
の整備

“子育て家庭”を
社会全体で支援

“社会全体”で
子ども・子育てを
支援

“こどもまんなか”
社会

国の動向

1990年 1.57ショック
1994年 エンゼルプラン

2003年
少子化社会対策基本法制定

2004年
少子化社会対策大綱

2010年
子ども・子育てビジョン

2012年
子ども・子育て関連3法

2013年
子どもの貧困対策推進法

2015年
少子化社会対策大綱

子ども・子育て支援事業計画の策定
(計画期間：2015年度～2019年度)

2015年
子ども・子育て支援制度

2017年
子育て安心プランの策定

2018年
新・放課後子ども総合プラン

2019年10月～
幼児教育・保育の無償化

2019年11月
子供の貧困対策に関する大綱

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定
(計画期間：2020年度～2024年度)

2020年
新子育て安心プラン

2022年6月
こども基本法の制定

2023年4月
こども家庭庁の発足

2023年12月
こども大綱・こども未来戦略

2003年
次世代育成支援対策推進法制定

2010年
子ども・若者育成支援推進法

2013年
生活困窮者自立支援法

【次世代育成支援行動計画】の策定
(2015年3月未までの期限切れ)

改正次世代育成支援対策推進法
(2025年3月未までの期間延長)

市の動向

2005年3月
岡崎市児童育成支援行動計画
(前期)の策定

2009年3月
岡崎市児童育成支援行動計画
(後期)の策定

2013年6月
岡崎市子ども・子育て会議の設置

2014～2015年
子ども・子育て支援制度に関する
条例の制定

2015年3月
岡崎市子ども・子育て支援事業計画
の策定

2016年
岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等
条例の施行

2017年
市立幼稚園の
幼保連携型認定こども園への移行

2019年10月
保育無償化

2021年
岡崎市若者サポートセンター設置

2022年
岡崎市子ども・若者総合相談センター
(わかサポ)設置

2022年2月
岡崎市子ども・若者支援地域協議会

2022年2月
「子どもの貧困対策推進計画」を包含

2024年9月
都市宣言「こどもまんなか おかざき
～はばたく夢 こととともに育つまち～」

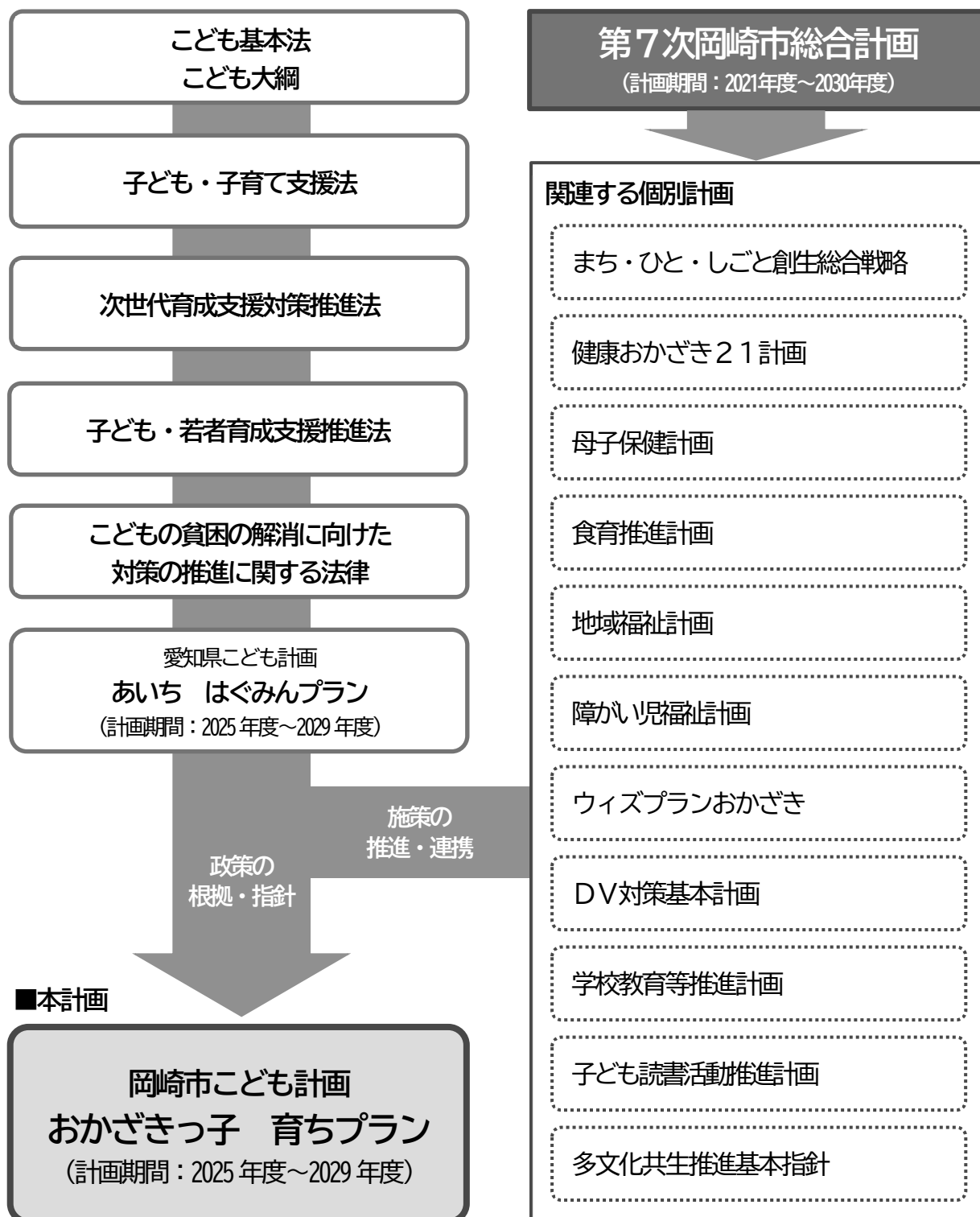
岡崎市こども計画の策定
(計画期間：2025年度～2029年度)

2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく市町村こども計画です。

また、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく市町村子ども・若者計画、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画としても位置付けています。

なお、策定にあたっては上位計画である「岡崎市総合計画」と整合を図り、関連する個別計画と施策の連携を図っています。



第7次岡崎市総合計画について

第7次岡崎市総合計画は、30年後の西暦2050年を目標年度とする将来都市像の実現に向け、今から10年間の各分野における取組の方向性を示す10の分野別指針から構成されます。本計画は「女性や子どもがいいきと輝ける社会づくり」における目指すべき姿を実現するための個別計画です。ただし、子ども・若者、子育て支援施策は多分野にわたるものであることから、その他の分野別指針による個別計画・事業との連携により、総合的に取組を進めていきます。

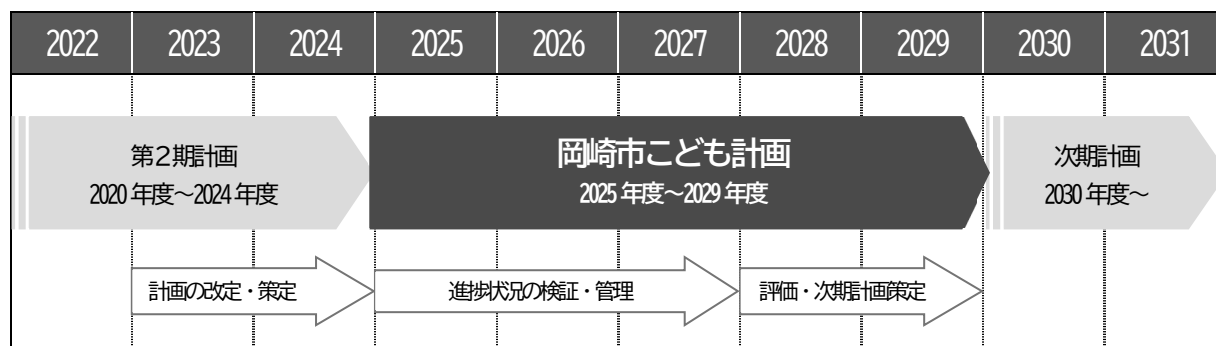


3世代の同居・近居率の高さ、西三河製造業勤務世帯の多さなど、本市の特性を踏まえ、子育て世代の就労をはじめとする社会での活躍を支援することで、安心して楽しみながら子育てできるまち、こどもがのびのびと育つまちを目指します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2025 年度から 2029 年度までの5か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとします。

また、最終年度である 2029 年度には計画の達成状況の確認を行います。



4. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳からおおむね 40 歳未満の子ども・若者、並びにその保護者（子育て家庭等）を対象とします。

本計画では、原則として、以下の分類に応じて呼称を使い分けることとします。なお、これらの表記は、必ずしも、その期間を「対象」とした年齢で画するものではありません。

呼称	対 象
こども	妊娠期を含む0歳から若者までの全般を指す
子ども	妊娠期を含む0歳から 18 歳未満の者
若 者	おおむね 15 歳から 40 歳未満の者

5. 計画策定の方法

本計画は、子ども・若者、子育て支援事業の実情及び市民ニーズの把握の観点から、以下の方法を経て策定しました。

(1) 子ども・子育て会議

学識経験者、各種団体の代表者、公募市民により組織し、計画案についての意見交換などを行い、審議しました。

(2) 市民意識調査

就学前児童の保護者、小学生児童の保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービス、子育て支援サービスの利用状況、利用意向等について把握することを目的としてアンケート調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算に活用しました。

また、幼児教育・保育サービスに従事する保育園・幼稚園・認定こども園職員のほか、ワーク・ライフ・バランスの観点から、事業所に対しても、子どもと子育て家庭の環境把握などを目的とするアンケート調査を実施しました。

さらに、本計画の策定にあたっては、小中学生と高校生以上の若者に対し、子どもや若者を取り巻く環境や課題等の把握を目的とするアンケート調査を実施しました。

(3) 庁内ヒアリング調査

こども・若者、子育て支援にかかわる庁内関係部門にヒアリング調査を行い、第2期計画における各施策の総合評価等に基づく課題及び今後の方向性を検証し、本計画のこども・若者、子育て支援の施策展開の整理に活用しました。

(4) パブリックコメント

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に行いました。

(5) こどもの意見聴取

パブリックコメントとは別に、こどもが理解しやすい内容で計画案を公表し、意見を求めることで、計画にこどもの意見を反映させるとともに、こども自身がこども施策に対して考えたり意見を表明する意識を高めることを目的に行いました。

(6) その他

子ども・子育て会議の公開や計画策定経過、市民意識調査結果など、ホームページを通じて公表し、広く情報提供を行いました。

6. 本計画とSDGs

(1)SDGsと岡崎市の取組

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) が採択されました。令和 12 (2030) 年までの国際目標として設定された 17 のゴール・169 のターゲットの実現に向けて、企業や行政、市民社会、一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点が SDGs の大きな特徴であり、わが国においても積極的に取り組まれています。

本市は令和 2 (2020) 年に「SDGs 未来都市」に選定されました。また、令和 3 (2021) 年から令和 12 (2030) 年にわたる本市の政策指針を示した第 7 次岡崎市総合計画の未来投資計画では、推進事業のパッケージごとに SDGs の 17 のゴールを設定し、SDGs の考え方を活用した誰一人取り残されないまちづくりを進めています。

(2)こども施策とSDGsの関連

政府は令和 5 (2023) 年 12 月に SDGs を達成するための中長期的な国家戦略と位置づける「SDGs 実施指針」を改定しました。同指針では、5 つの重点事項の 1 つに「『誰一人取り残さない』包摂社会の実現」を掲げ、その具体策として、「こども大綱に基づくこども施策の抜本的強化、質の高い公教育の再生、女性登用の加速化を含む女性の活躍と経済成長の好循環の実現、包摂的な共生・共助社会づくり、孤独・孤立対策推進法に基づく国・地方の孤独・孤立対策の強化」を挙げています。

SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、本計画がめざす社会の姿と共通するものです。また、本計画はこども・子育てに関する広範な施策を含んでおり、これらに関連する SDGs のゴールとしては、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、労働、平等、包摂、パートナーシップなど、多岐にわたる目標が挙げられています。

本計画に掲げる施策を推進していくにあたっては、SDGs が掲げるこれらの目標の達成に向け、多様な主体との連携・協働を通じて、こどもの最善の利益が実現され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会をめざします。

SDGsが掲げる17のゴール（目標）

1 貧困をなくそう 	目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	13 気候変動に具体的な対策を 	目標13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
2 飢餓をゼロに 	目標2 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	8 働きがいも経済成長も 	目標8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する	14 海の豊かさを守ろう 	目標14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
3 すべての人に健康と福祉を 	目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	9 産業と経済革新の基盤をつくろう 	目標9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	15 陸の豊かさも守ろう 	目標15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
4 質の高い教育をみんなに 	目標4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	10 人や国の不平等をなくそう 	目標10 国内および国家間の不平等を是正する	16 平和と公正をすべての人に 	目標16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	11 住み続けられるまちづくりを 	目標11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	目標17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する
6 安全な水とトイレを世界中に 	目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する	12 つくる責任 つかう責任 	目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する		

※本計画との関連性が高い目標として、目標1、目標3、目標4、目標8、目標16が挙げられます。